

令和7年度 前期 技能検定 受検案内

技能五輪奈良県大会



技能検定は、働くうえで身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度です。合格された方は、1級及び単一等級の場合は厚生労働大臣から、2級及び3級の場合は県知事から合格証書及び技能士章が交付され、「技能士」と称することができます。

実施日程

受付期間	令和7年 4月 7日(月) ↓ 令和7年 4月18日(金) ※消印有効	受検申請の方法はP2を参照してください。
実技試験問題公表	令和7年 6月 3日(火) 【試験問題概要】【過去問】は、中央職業能力開発協会ホームページに掲載されています。	【実技試験問題】:6月3日以降発送 【受検票】:6月末(6月に試験を実施する職種は5月末)までに発送
試験実施	1級・2級・単一等級全職種 3級金属熱処理	3級職種 (金属熱処理を除く)
	令和7年 6月10日(火) ↓ 令和7年 9月 9日(火)	令和7年 6月10日(火) ↓ 令和7年 8月10日(日)
	※【造園職種】暑熱対応のため延期する場合 令和7年 9月10日(水) ~ 11月12日(水)	
	※発送時期を過ぎても届かない場合は郵便事故等による未着が考えられますので、必ず当協会へお問い合わせください。ご連絡がない場合による実技試験問題及び受検票の未着について、当協会では責任を負いません。	
学科試験日	令和7年 8月24日(日) 令和7年 8月31日(日) 令和7年 9月 3日(水) 令和7年 9月 7日(日)	令和7年 7月13日(日) 学科試験の日程はP4~5 各職種の学科試験実施日を参照してください。
合格発表日	令和7年10月 1日(水) ↓ ※【造園職種】暑熱対応のため延期する場合 11月27日(木)までの間で奈良県知事が指定する日(後日通知します。)	令和7年 8月29日(金) 合格者、一部合格者に郵送で通知します。ホームページでの受検番号掲載について ・合格者 奈良県人材・雇用政策課ホームページ ・一部(実技もしくは学科のみ)合格者 奈良県職業能力開発協会ホームページ なお、電話等での合格発表に関するお問い合わせにはお答えすることはできません。
目次	P1 実施日程 P2 受検申請方法 P3 受検手数料一覧表 P4 実施予定職種・実施日・受検手数料等 P5 実施予定職種・実施日・受検手数料等 P6 申請にあたっての注意事項	P7 職種別注意事項 P8 受検資格 P9 免除資格 P10 技能五輪奈良県大会 P11 その他、お問い合わせ P12 受検申請書記入例

奈良県

奈良県職業能力開発協会

受検申請方法

1. 提出書類等
下記①から④

2. 提出方法

「郵送」とします。

郵送の際は封筒に「技能検定受検申請書在中」と朱書きの上、必ず差し出しと受取りの記録が残る方法(具体的には簡易書留等)で送付してください。

通常郵便やメール便等で郵便事故が発生した場合、当協会は一切責任を負いません。

3. 提出先

〒631-0824 奈良市西大寺南町8番33号 奈良商工会議所会館3F
奈良県職業能力開発協会

4. 受付期間

令和7年4月7日(月)～令和7年4月18日(金)消印有効

上記受付期間に提出された申請のみ受付いたします。

① 受検申請書	申請用紙の記入については、申請者本人が記入例(P12)を参照し、略字を使わず丁寧かつ正確に記入してください。記入される文字のとおり合格証書等を作成しますので、特殊文字についても正確に記入してください。※例「高・高」申請後に住所等に変更があった場合は速やかに協会へ連絡してください。
② 振込明細書等(写し)	上記受付期間内に所定の受検手数料を下記口座へ振り込み、振込明細書等(写し)を申請書と併せて提出してください。 (口座名義)奈良県職業能力開発協会 (口座番号)南都銀行 本店営業部 普通 2408819 ※事業所等でまとめて振り込まれる場合、受検申請者の内訳表(個々の職種・作業名・級・受検区分・氏名・受検料・合計金額を記載したもので様式は自由)を作成いただき、内訳表に振込明細書等(写し)を貼付け、受検申請書と併せて提出してください。 ※振込明細書等について、インターネットバンキングの場合は振込結果画面の印刷でも可能です。 ※受検手数料は実技、学科それぞれの金額をご確認の上、過不足がないように納入してください。また、振込手数料はご負担ください。 ※現金書留による受付はいたしませんので、ご注意ください。 ※請求書及び領収書は発行しません。なお、銀行等が発行する振込確認書類等を領収書に代えさせていただきます。
③ 本人確認書類	以下のいずれかの確認書類を受検申請書に貼付けし提出してください。 1. 日本人、永住者、それらの配偶者等及び定住者の方の本人確認書類の例 (1)運転免許証、個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りしてください) 日本パスポート(写真欄)、住民票の写し、 日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限りです) (2)特別永住者証明書 (3)健康保険被保険者証 (4)生徒手帳、学生証、在学証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限りです) 2. 1以外の方の本人確認書類の例 (1)外国パスポート(写真欄及び日本国査証欄) (2)在留カード ※社員証の写しは本人確認書類として認められません。
④ 証明書類 (対象 ・受検料減免 ・受検資格短縮 ・免除資格)	受検料減免(P3)、受検資格短縮(P8)、免除資格(P9)に該当する場合は証明する写しを必ず提出してください。 申請時に証明書類の提出がない場合は、免除の取扱いはできません。 また、申請後に受検料減免や免除資格が判明しても免除は受けられません。 なお、試験免除される試験の受検手数料は不要です。 氏名を変更した場合は免許証裏面もしくは住民票の写し(変更の前後が分かる項目の入ったもの)を添付してください。

受検手数料一覧表

※受検手数料は非課税です。

※令和6年度より、減免対象の条件が変更となっています。必ず確認してください。

級別	職種	実技試験	減免区分	+	学科試験		
1級	すべての職種	18,200円			3,100円		
2級	すべての職種	18,200円			3,100円		
3級	機械検査職種	23歳未満で 雇用保険被保険者 ※1(3)	6,100円	(ア)	+	3,100円	
		23歳未満で 雇用保険被保険者ではない ※1(3)	10,600円	(イ)			
		上記以外	15,100円				
		学生 ※2	23歳未満で 雇用保険被保険者 ※1(3)	2,900円			(ウ)
			23歳未満で 雇用保険被保険者ではない ※1(3)	5,600円			(エ)
			上記以外	10,100円			(オ)
	上記以外の職種	23歳未満で 雇用保険被保険者 ※1(3)	9,200円	(ア)	+	3,100円	
		23歳未満で 雇用保険被保険者ではない ※1(3)	13,700円	(イ)			
		上記以外	18,200円				
		学生 ※2	23歳未満で 雇用保険被保険者 ※1(3)	3,200円			(ウ)
			23歳未満で 雇用保険被保険者ではない ※1(3)	7,700円			(エ)
			上記以外	12,200円			(オ)

※(ア)～(オ)は受検申請書で使用

※1 3級の実技試験受検手数料について

次の要件の内、(1)に該当し、かつ、(2)～(4)の組合わせに応じ、実技試験受検手数料の減免措置が受けられる場合があります

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格以外の者。
- (2) **23歳未満の者。**（実技試験実施日が属する年度の4月1日において、23歳未満である者。）
- (3) 実技試験受検申請時点（令和7年4月7日～18日の間）において雇用保険被保険者である者。
※雇用保険被保険者証の写しを受検申請書の裏面に貼り付けてください。（健康保険証ではありません。）
- (4) 学生である者。※2

※2 学生とは、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の訓練生(短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。)
- (2) 認定職業訓練のための施設の訓練生(短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者及び就職している者を除く。)
- (3) 高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校又は中等教育学校の後期課程に在学する者

実施予定職種・実施日・受検手数料等

◆1・2級

◎は受検票で通知する日に実施します

検定職種	作業名	受検手数料(円)		実技試験実施日			学科試験 実施日	検定職種に対応した	
		実技	学科	製作等 作業試験	計画立案等 作業試験	判断等試験		学科の例 ※P7注1参照	免許職種 ※P7注2参照
造園	造園工事作業	18,200	3,100	◎	—	◎	8/24 (午前)	造園科	造園科 森林環境保全科
金属熱処理 ※P7注5.6参照	一般熱処理作業	18,200	3,100	1級 ◎	8/24 (午後)	2級 8/31	8/24 (午前)	や金科 金属工学科 機械科	熱処理科
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	18,200	3,100						
	高周波・炎熱処理作業	18,200	3,100						
機械加工	普通旋盤作業	18,200	3,100	◎	—	—	8/31 (午前)	機械科	機械科
	数値制御旋盤作業 ※P7注4参照	18,200	3,100	◎	8/31 (午後)	—			
	フライス盤作業	18,200	3,100	◎	—	—			
	数値制御フライス盤作業 ※P7注4参照	18,200	3,100	◎	8/31 (午後)	—			
	平面研削盤作業	18,200	3,100	◎ 8/2 (予定)	—	—			
	円筒研削盤作業	18,200	3,100	◎ 8/2 (予定)	—	—			
	マシニングセンタ作業	18,200	3,100	—	8/31 (午後)	◎ 8/2 (予定)			
鉄工 ※P7注3参照	構造物鉄工作業	18,200	3,100	◎	—	—	8/31 (午前)	金属工学科 機械科 造船科 建築科 土木科	塑性加工科 構造物鉄工科 鉄道車両科 造船科
建築板金	内外装板金作業	18,200	3,100	◎	—	—	9/7 (午後)	機械科 建築科	塑性加工科 建築板金科
工場板金 ※P7注3参照	打出し板金作業	18,200	3,100	◎	—	—	9/7 (午後)	機械科	塑性加工科
電子機器組立て	電子機器組立て作業	18,200	3,100	◎	—	—	8/31 (午後)	電子科 電気科	電子科
建設機械整備 ※P7注3.5参照	建設機械整備作業	18,200	3,100	◎	8/31 (午後)	—	8/31 (午前)	機械科	建設機械科
家具製作	家具手加工作業	18,200	3,100	◎	—	—	8/31 (午後)	工芸科	木工科
建具製作	木製建具手加工作業	18,200	3,100	◎	—	—	8/31 (午後)	建築科 工芸科	木工科
印刷 ※P7注4参照	オフセット印刷作業	18,200	3,100	◎	—	—	8/31 (午後)	印刷科	製版・印刷科
プラスチック成形	射出成形作業	18,200	3,100	◎	—	—	8/24 (午後)	機械科 電気科 工業化学科	プラスチック製品科
	真空成形作業	18,200	3,100	—	9/7 (午前)	9/7			
酒造 ※P7注5参照	清酒製造作業	18,200	3,100	◎	—	—	9/7 (午後)	発酵科	発酵科
左官	左官作業	18,200	3,100	◎	—	—	8/31 (午後)	建築科	左官・タイル科

検定職種	作業名	受検手数料(円)		実技試験実施日			学科試験 実施日	検定職種に対応した	
		実技	学科	製作等 作業試験	計画立案等 作業試験	判断等試験		学科の例 ※P7注1参照	免許職種 ※P7注2参照
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	18,200	3,100	◎	—	—	8/31 (午前)	建築科	床仕上げ科 インテリア科
	化粧フィルム工事作業	18,200	3,100	◎					
表装	壁装作業	18,200	3,100	◎	—	—	9/7 (午前)	工芸科	インテリア科 表具科
塗装	建築塗装作業 ※P7注5参照	18,200	3,100	◎	—	—	8/24 (午前)	建築科 工芸科 塗装科	塗装科
	噴霧塗装作業(2級のみ) ※P7注5,6参照	18,200	3,100	◎					
写真	肖像写真デジタル作業	18,200	3,100	◎	—	—	9/3 (午前)	写真科	写真科
フラワー装飾	フラワー装飾作業	18,200	3,100	◎	—	—	9/7 (午後)	園芸科 フラワーデザイン科 フラワービジネス科	フラワー装飾科

◆単一等級

◎は受検票で通知する日に実施します

検定職種	作業名	受検手数料(円)		実技試験実施日			学科試験 実施日	検定職種に対応した	
		実技	学科	製作等 作業試験	計画立案等 作業試験	判断等試験		学科の例 ※P7注1参照	免許職種 ※P7注2参照
製麺	手延べ干し麺製造作業	18,200	3,100	◎	—	—	8/24 (午後)	農産化学科 食品科 食品工学科	麺科

◆3級

◎は受検票で通知する日に実施します

検定職種	作業名	受検手数料(円)		実技試験実施日			学科試験 実施日	検定職種に対応した		
		実技	学科	製作等 作業試験	計画立案等 作業試験	判断等試験		学科の例 ※P7注1参照	免許職種 ※P7注2参照	
園芸装飾	室内園芸装飾作業	P3 受検手数料一覧をご確認ください。	3,100	◎	—	—	7/13 (午前)	園芸科 フラワーデザイン科 ガーデニング科	園芸科	
造園	造園工事作業		3,100	◎	—	◎	7/13 (午後)	造園科	造園科 森林環境保全科	
金属熱処理	一般熱処理作業		3,100	—	—	8/24 (午後)	8/31	8/24 (午前)	や金科 金属工学科 機械科	熱処理科
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業		3,100							
	高周波・炎熱処理作業		3,100							
機械加工	普通旋盤作業		3,100	◎	—	—	—	7/13 (午前)	機械科	機械科
	数値制御旋盤作業 ※P7注4参照		3,100	◎						
	フライス盤作業		3,100	◎						
	平面研削盤作業		3,100	◎						
	マシニングセンタ作業		3,100	◎	8/2 (予定)					
機械検査	機械検査作業	3,100	◎	—	—	—	7/13 (午後)	機械科	機械科	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	3,100	◎	—	—	—	7/13 (午前)	電子科 電気科	電子科	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	3,100	◎	—	—	—	7/13 (午後)	園芸科 フラワーデザイン科 フラワービジネス科	フラワー装飾科	

申請にあたっての注意事項

1. 技能検定の受検には実務経験年数等の受検資格が必要です。詳細はP8をご確認ください。
また、実技・学科試験の免除についてはP9をご確認ください。
2. 令和7年度(前期)技能検定学科試験、実技試験(判断等試験及び計画立案等作業試験)における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として、令和6年10月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。ただし、職種(作業)ごとに、実作業の現場における状況等を勘案し、一般的に普及しているものに基づく場合もあります。
3. 資格・経験年数等、申請に不正が判明した場合は、受検を取消、又は合格を取り消すことがあります。
4. 提出書類に不足がある場合、受検申請の受付ができないことがあります。
5. 奈良県手数料条例第4条に基づき、受検申請受付後の受検手数料は還付できません。
6. 職種(作業)によっては、人数制限を設けています。(P7注5参照)
また、人数制限を設けていない職種においても、申請状況によっては、施設・機械の設備等の都合により、別途人数制限を設ける場合があります。
7. 下記の場合、先着順の受付となります。
 - ①各職種(作業)において人数制限を設けている場合。
 - ②施設・機械の設備等の都合により、受付期間中であっても受検者数の制限を決定した場合。
なお、①についての受付状況等については随時ホームページに掲載いたします。
また、制限の関係で受付できなかった方の受検申請書及び受検手数料はお返しいたします。
8. 受検者の少ない職種(作業)は、近隣府県での受検についてご相談させていただくことがあります。
9. 受検申請は原則、受検者ひとりにつき1職種・1作業・1等級にしてください。2つ以上を申請された場合、試験日が重なることがありますが、試験日程等の調整は行いません。
10. 受検にあたり、特別な配慮が必要な方は申請時にお申し出ください。
11. 試験実施における道具の紛失、受検者間の事故・トラブル等について、当協会は一切責任を負いません。
12. 自然災害等により試験が延期もしくは中止になることがあります。
13. 個人情報の取り扱いについて
受検申請書に記載された個人情報等の利用及び活用範囲は、次のとおりです。利用目的以外で活用することはありません。
 - ①技能検定に関すること
 - ②当協会が行う能力開発事業及び表彰事業の案内等
 - ③技能検定に係わる講習会を実施する関係団体の講習案内

職種別注意事項

1. 検定職種に対応した学科の例とは、各種学校、高等学校、大学などの専攻科目であり、その学科及びこれに準ずるものを修めて対応する検定職種を受検する場合、受検資格が短縮されます。
2. 検定職種に対応した免許職種とは、職業訓練指導員免許のことであり、この免許を持っていると対応する検定職種の1級・2級・3級及び単一等級の学科試験が免除されます。
3. 次の職種(作業)の製作等作業試験を受検する際には、免許証又は修了証の携帯を必要とします。

鉄工 (構造物鉄工作業)	1・2級	労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。 アーク溶接等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。
工場板金 (打出し板金作業)	1・2級	労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。
建設機械整備 (建設機械整備作業)	1・2級	労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。

4. 次の職種(作業)は原則として受検者の所属事業所の設備を利用して製作等作業試験を実施します。この場合、受検者の所属する事業者等の保有する設備を利用して試験を行うため、試験を実施できる等の条件を満たすことが必要です。詳しくは事前に、当協会までお問い合わせください。

機械加工 (数値制御旋盤作業)
機械加工 (数値制御フライス盤作業)
印刷 (オフセット印刷作業)

5. 次の職種(作業)は実技試験の人数制限を設定しています。

金属熱処理 (一般熱処理作業) (浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業) (高周波・炎熱処理作業)	3作業の 1級合わせて10名 ※2・3級は制限がありません。
建設機械整備 (建設機械整備作業)	1・2級合わせて16名
酒造 (清酒製造作業)	1・2級合わせて12名
塗装 (建築塗装作業)	1・2級合わせて30名
塗装 (噴霧塗装作業)	2級2名 ※1級は実施していません。

※1 人数は予定となります。
※2 人数枠は先着順とします。

6. その他

金属熱処理職種 各作業 1級	試験で使用する機械の公開は文書による案内のみとなる場合があります。
塗装 噴霧塗装作業 2級	試験内容において、静電噴霧塗装は選択できません。

受検資格

技能検定の受検に必要な実務経験年数一覧

実務経験年数は令和7年4月18日現在とします。

なお、受検資格が短縮されるのは検定職種に対応した学科や訓練科を卒業、又は修了した場合のみです。

また、○級合格後とは、当該級の合格年月日が起算日となります。合格証書の日付をご確認ください。

(単位：年)

受検対象者※1	特級	1級		2級		3級※6	単一等級	
	1級合格後	2級合格後	3級合格後		3級合格後			
実務経験のみ		7			2	0※7	3	
専門学校(工業高校等)卒業後※2 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業後		6			0	0	1	
短大・高専・高校専攻科卒業後※2、専門職大学前期課程修了後 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業後		5			0	0	0	
大学卒業後(専門職大学前期課程修了者を除く)※2 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業後		4			0	0	0	
専修学校※3又は各種学校卒業後 (厚生労働大臣が認定したものに限り)	5	800時間以上	6	2	4	0	0※8	1
		1600時間以上	5			0	0※8	1
		3200時間以上	4			0	0※8	0
短期課程の普通職業訓練修了後※4 ※9		700時間以上	6		0	0※5	1	
普通課程の普通職業訓練修了後※4 ※9		2800時間未満	5		0	0	1	
		2800時間以上	4		0	0	0	
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了後 ※4 ※9		3	1	2	0	0	0	
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了後 ※9			1		0	0	0	
指導員養成課程の指導員養成訓練修了後 ※9			1		0	0	0	
職業訓練指導員免許取得後			1		—	—	0	
高度養成課程の指導員養成訓練修了後 ※9			0		0	0	0	

※1 検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。

※2 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

※3 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※4 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開訓練(いずれも800時間以上のものに限り)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

※5 総訓練時間が700時間未満のものを含む。

※6 3級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者等も受検できる。また、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定された者も受検できる。

※7 検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。

※8 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。

※9 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

免除資格

試験免除の対象者と免除される試験の区分は次の表のとおりです。
 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする方は、申請時にその資格を**証明する書類の写し**を必ず提出してください。申請時に証明書類の提出が無い場合は、免除の取扱いはできません。
 なお、免除される試験において受検手数料は不要です。
 また、記入漏れ等、申請後に試験の免除が判明しても免除は受けられません。

1. 技能検定関係（同一の検定職種に限る）

対象者			技能検定試験の免除の範囲					備考
			特級	1級	2級	3級	単一等級	
特級	実技試験のみ合格		実技の全部	-	-	-	-	※1
	学科試験のみ合格		学科の全部	-	-	-	-	※1
1級	技能検定合格		-	-	学科の全部		-	
	実技試験のみ合格		-	-	実技の全部		-	※2
	学科試験のみ合格		-	-	学科の全部		-	※2
2級	技能検定合格		-	-	学科の全部		-	
	実技試験のみ合格		-	-	実技の全部		-	※2
	学科試験のみ合格		-	-	学科の全部		-	※2
3級	技能検定合格		-	-	-	学科の全部	-	
	実技試験のみ合格		-	-	-	実技の全部	-	※2
	学科試験のみ合格		-	-	-	学科の全部	-	※2
単一等級	技能検定合格		-	-	-	-	学科の全部	
	実技試験のみ合格		-	-	-	-	実技の全部	※2
	学科試験のみ合格		-	-	-	-	学科の全部	※2

※1: 実技試験または学科試験に合格した日から5年間(当該合格した実技試験が行われた日の翌日から起算して5年を経過した日の属する年の翌年(その日が1月1日から3月31日までの間である場合は、その日の属する年)の3月31日まで)有効

※2: 選択科目(作業)のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

2. 職業能力開発行政関係（検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る）

対象者			技能検定試験の免除の範囲					備考
			特級	1級	2級	3級	単一等級	
指導員試験合格又は指導員免許取得			-	-	学科の全部			
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後 実務経年数	5年	-	-	学科の全部			※3
		2年	-	-	学科の全部			※3
			-	-	学科の全部			※3
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後 実務経年数	4年	-	-	学科の全部			※3
		1年	-	-	学科の全部			※3
			-	-	学科の全部			※3
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後2年(2800h以上なら1年)の実務経年	-	-	学科の全部			※3	
		-	-	学科の全部			※3	
短期過程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了	1級技能士コース 2級技能士コース 単一等級技能士コース	-	-	学科の全部			※3	
		-	-	学科の全部			※3	
		-	-	-	-	学科の全部	※3	
中央技能検定委員2年以上			-	-	実技の全部及び学科の全部			※1
都道府県技能検定委員2年以上			-	-	実技の全部			※1
技能五輪全国大会における技能証			-	実技の全部	-	-	実技の全部	
技能五輪地方大会における技能証			-	-	実技の全部			※2
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証		-	-	実技の全部			※2
	学科部門の技能証		-	-	学科の全部			※2

※1: 選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

※2: 平成16年10月21日が有効期限内である技能証は、その有効期限が過ぎたものであっても有効(H16厚労告376附則第2項及び第3項)

※3: 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練に準ずる訓練における技能照査又は修了時試験の合格者においても、技能照査又は修了時試験に合格した職業訓練の訓練課程に応じて、試験を免除する。

技能五輪奈良県大会

技能五輪全国大会は、国内の青年技能者の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えると共に技能に身近に触れる機会を提供するなど、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的に開催しています。奈良県大会は、技能五輪全国大会に派遣する選手を選抜するための奈良県予選として技能検定の実技試験に併用させていただきます。

1. 競技職種及び参加手数料

競技職種	競技職種に対応する技能検定作業	参加手数料 (単位:円)	製作等作業試験 実施日
旋盤	普通旋盤作業	18,200	受検票で 通知する日
フライス盤	フライス盤作業		
構造物鉄工	構造物鉄工作業		
自動車板金	打出し板金作業		
電子機器組立て	電子機器組立て作業		
家具	家具手加工作業		
建具	木製建具手加工作業		
フラワー装飾	フラワー装飾作業		

2. 競技課題

2級技能検定実技試験又は中央協会より指定された課題により競技します。

3. 参加資格

平成14年1月1日以降に生まれた者。なお、国際大会への参加は平成16年1月1日以降に生まれた者。

4. 技能五輪全国大会への参加

奈良県大会において優秀な成績を収めた者を奈良県代表として推薦します。

(ただし、職種によっては大会参加人数が制限されることがあります。)

5. その他

技能五輪参加申込書と技能検定受検申請書は様式が異なりますので、お申込される場合は当協会にご連絡ください。

また、技能検定2級と併願する場合は、申請時にお申し出ください。

その他

○得点の開示について

試験の得点の開示を希望される方は、事前に電話連絡の上、来庁してください。

なお、来庁される際は受検票(あるいは合格通知)と顔写真入りの身分証明書(運転免許証、旅券等)を持参してください。

※受検者ご本人に限ります。(代理人不可)

※電話での得点开示は行っておりません。また、詳細な採点基準等についてはお答えできません。

・場所

奈良県産業部 人材・雇用政策課

(〒630-8501 奈良市登大路町30、電話 0742-27-8834)

・期間

合格発表日から1ヶ月間の平日の9:00～12:00、13:00～17:00の間

(この期間を過ぎた場合は別途手続きが必要です。詳細は人材・雇用政策課までお問い合わせください。)

なお、試験の成績の優秀な方には、令和8年度に奈良県職業能力促進大会において奈良県知事及び奈良県職業能力開発協会長からの表彰状並びに記念品による表彰があります。

○受検案内の内容について変更になる可能性があります。最新情報は随時ホームページ等でご確認ください。

お問い合わせ

○受検申請に関するお問い合わせ先

・住所

〒631-0824 奈良市西大寺南町8番33号

奈良商工会議所会館3階

奈良県職業能力開発協会

・電話番号／FAX番号

TEL: (0742)-52-4122

FAX: (0742)-52-4123

・ホームページ

URL: <https://www.aaa.nara.nara.jp>

受検票の発送状況等、技能検定に関するお知らせを随時更新していきます。

ホームページ内のお問い合わせフォームより、質問等をしていただくことができます。

受検申請書記入例

- ・受検案内を確認し、受検者本人が全てボールペン等でご記入ください。(鉛筆、消せるペンの使用は不可)
- ・記載内容を訂正する場合は、二重線にて消し、押印訂正してください。
- ・文字はすべて楷書で、数字は算用数字を用いてください。
- ・記入日、個人情報提供に関する希望欄、および太枠内に必要事項を漏れなく、正確にご記入ください。また※印の欄は記入しないでください。

氏名記入される文字のとおりに合格証書等を作成します。正確に記入してください。

受検区分
該当する番号に○をつけてください。

写真票(1)

こちらの写真票は『受検申請者全員』が記入及び写真を貼付してください。ただし、実技・学科両方が免除の方は写真は不要です。

申請者全員記入
技能検定写真票(1)
令和〇年〇月〇日

検定職種	機械加工
作業名	普通旋盤作業
等級区分	3級
フリガナ	しよくのう たろう
氏名	職能 太郎
生年月日	昭和(平成) 15年 2月 25日
試験当日電話番号	090 - XXXX - 1234
事業所又は学校名	職能(株)

写真 (縦4cm×横3cm)
6ヶ月以内に撮影した正面脱帽半身像とする。
裏面に姓、職種(作業)氏名を書いて貼付
写真専用紙を使用のこと

本人確認欄
実技 学科
本人確認 本人確認
欠席 欠席

写真票(2)

こちらの写真票は『実技を受検する』場合に、写真票(1)と併せて記入し、写真を貼付してください。

実技申請者記入
技能検定写真票(2)
令和〇年〇月〇日

検定職種	機械加工
作業名	普通旋盤作業
等級区分	3級
フリガナ	しよくのう たろう
氏名	職能 太郎
生年月日	昭和(平成) 15年 2月 25日
試験当日電話番号	090 - XXXX - 1234
事業所又は学校名	職能(株)

実技申請者は貼付(学科のみは不要)
写真 (縦4cm×横3cm)
6ヶ月以内に撮影した正面脱帽半身像とする。
裏面に姓、職種(作業)氏名を書いて貼付
写真専用紙を使用のこと

本人確認欄
本人確認1 本人確認1
本人確認2 本人確認2
欠席 欠席

振込明細書等(写し)貼付欄

事業所等とまとめて振込の場合、受検申請書の内訳表(個々の職種・作業名・級・受検区分・氏名・受検料・合計金額を記載したもので様式は自由)を作成し、内訳表に振込明細書等(写し)を貼付け、申請書と併せて提出してください。

本人確認書類(写し)の貼付について
こちらに本人確認書類(写し)を貼付してください。受検申請者全員が対象となります。

写真
6ヶ月以内に撮影した正面脱帽半身像とする。
裏面に級、職種(作業)、氏名を書いて裏面全体に糊付けしてください。
デジタルカメラを使用する場合は写真専用紙を使用してください。
実技・学科両方が免除の方は不要です。

振込明細書等貼付
振込金額・振込先・振込名が分かる書類を貼り付けてください。なお、複数名の受検者分をまとめて振り込まれた場合は、受検申請者の内訳表(個々の職種・作業名・級・受検区分・氏名・振込金額 様式は自由)を作成し、振込明細書等を貼り付けて提出してください。

技能検定受検申請書

技能検定を受けるため申請します。
奈良県知事様
令和〇年〇月〇日 受検番号

検定職種	機械加工	等級区分	3級
作業名	普通旋盤作業	受検料	3,000円
フリガナ	しよくのう たろう	受検区分	1-A 実技・学科とも受検 2-A 実技のみ受検(免除なし) 3-A 実技のみ受検(免除なし) 4-B 学科受検(実技免除) 5-C 実技受検(学科免除) 6-D 実技・学科とも免除
氏名	職能 太郎	受検区分	1-A 実技・学科とも受検 2-A 実技のみ受検(免除なし) 3-A 実技のみ受検(免除なし) 4-B 学科受検(実技免除) 5-C 実技受検(学科免除) 6-D 実技・学科とも免除
生年月日	昭和(平成) 15年 2月 25日	性別	男
試験当日電話番号	090 - XXXX - 1234	住所	〒6310824 奈良市西大寺南町8-33
事業所又は学校名	職能(株)	住所	〒6310824 奈良市西大寺南町8-33
学校名	奈良県立〇〇高等学校	所在地	奈良市〇〇町1-1
学科又は課程	普通	所在地	奈良市〇〇町2-1
訓練施設名	〇〇職業訓練校	所在地	奈良市〇〇町3-1
事業所名	職能(株)	所在地	奈良市〇〇町4-1
地位職名	一般	所在地	奈良市〇〇町4-1
在職期間	R4年4月～	受検職種に関する職務内容	機械加工全般
過去の職歴			
技能検定合格状況	等級区分 3級 検定職種 機械加工 作業名 フライス盤作業 合格年月日 R6年8月30日 合格番号 29-0001		
実技試験合格通知			
技術検定合格証書			
学科試験合格通知			
指導員試験合格又は免許			
講習会の案内について			
技能士番号			
合格年月日			

※本人確認書類貼付欄(運転免許証サイズ)
(受検申請者全員貼付)
以下のいずれかの確認書類を受検申請書に貼付け提出してください。
1. 日本人、永住者、それらの配偶者等及び定住者の本人確認書類の例
(1) 運転免許証、個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りしてください)
(2) 日本パスポート(写真欄)、住民票の写し、日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるもの)に限ります。
(3) 健康保険被保険者証
(4) 生徒手帳、学生証、在学証明書(氏名及び生年月日が確認できるもの)に限ります。
2. 1以外の本人確認書類の例
(1) 特別住民票(写真欄及び日本国査証欄)
(2) 在留カード
こちらの貼付欄よりも確認書類が大きい場合は裏面に貼付してください。

減免申請について
3級の受検は、実技試験料が減額される場合があります。P3を参照の上、対象の方は減免区分(ア)～(ウ)のいずれかを記入してください。
また、減免区分(ア)(ウ)の方は『雇用保険被保険者証』の写しを必ず裏面に貼り付けてください。添付がない場合は、減免措置が受けられません。
※健康保険証ではありません。

学歴
通常は、中学校・高校・大学を最終のものから記入してください。
編入学・中退・定時制・大学院卒業の場合は前歴も必ず記入してください。書ききれない場合は適当な補助紙をつけてください。

訓練歴
職業能力開発推進法に定める、普通課程・応用課程等の職業訓練能力開発施設(公共・認定)で受けた場合に記入してください。
専門学校、職業訓練校を記入の上、修了証書(在学中の方は在学証明書・学生証等)のコピーを添付してください。

職歴
最新のものから順に、在職期間・職務内容も忘れずに記入してください。職務内容欄には具体的な仕事内容を記入してください。
ただし受検資格の実務経験年数としてみなされるのは、受検職種(関係する職務内容の期間(合計)のみです。(実務経験年数は令和7年4月18日現在とする。)

技能検定合格状況
「下位級合格後何年」という受検資格で受検する場合は必要事項を記入の上、合格証書あるいは合格通知のコピーを添付してください。県外で合格された場合は、併せて都道府県名も記入してください。
(次のような場合に該当します)
※同一職種を受検する場合に限る
・2級合格後、2年間の実務経験で1級を受検する場合。
・3級合格後、4年間の実務経験で1級を受検する場合。
・実務経験2年を満たしていないが、3級合格後に実務経験なしで2級を受検する場合。
・特級を受検する場合。(特級受検者は1級合格後5年間の実務経験が必要です。)

試験の免除
該当する場合は必要事項を記入の上、合格証書・合格通知等のコピーを添付してください。
記入漏れ等、申請受付後に試験の免除が判明しても免除は受けられません。
また県外で取得された場合は、都道府県名も記入してください。

講習会の案内について
技能検定に係る講習会が一部の作業で実施されます。案内を希望される場合は『案内を希望します。』にチェック(し)をしてください。